

# 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 給付のお知らせ

4月から消費税率8%への引上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時の給付金を給付します。

**対象と思われる方には、6月23日以降に、お知らせと申請書を郵送します。**

## 臨時福祉給付金

### ①給付対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方  
※ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者等は対象外です。

例)



A 世帯主の父（世帯主の扶養）



B 世帯主（課税者）



C 世帯主の妻（世帯主の扶養）

上記の場合、Bが課税者でAとCはBの扶養になっているので、給付対象外となります。

### ②給付額

給付対象者1人につき 1万円  
※給付対象者の中で、下記に該当する方には5,000円を加算  
高齢・障害・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当の受給者など

### ③申請手続き

- ◆申請先 基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村
- ◆お知らせ 対象と思われる方には、6月23日以降にお知らせと申請書を郵送します。
- ◆受付期間 7月1日（火）～10月1日（水）
- ◆受付場所 健康福祉センター

#### ■問い合わせ

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

## 子育て世帯臨時特例給付金

### ①給付対象者

基準日（平成26年1月1日）において、平成26年1月分の児童手当の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方

### ②対象児童

平成26年1月分の児童手当等の対象児童

※臨時福祉給付金の対象者は除きます。



### ③給付額

対象児童1人につき 1万円

### ④申請手続き

- ◆申請先 基準日（平成26年1月1日）において住民登録がされている市町村
- ◆お知らせ 対象と思われる方（公務員を除く）には、6月23日以降にお知らせと申請書を郵送します。
- ◆受付期間 7月1日（火）～10月1日（水）
- ◆受付方法 申請書と必要書類を、同封の返信用封筒により郵送していただくか、健康福祉課にお持ちください。  
※公務員の方は、7月1日以前でも随時受付していますが、その場合でも支給決定は早まりませんのでご承知ください。

#### ■問い合わせ

健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212

※振り込め詐欺にはご注意ください。